

奈良工業高等専門学校危機管理細則

平成20年 4月10日制定

平成28年 1月14日改正

(目的)

第1条 この細則は、奈良工業高等専門学校危機管理規程を実施するため、必要な細目等を定めることを目的とする。

(連絡及び非常招集)

第2条 奈良工業高等専門学校危機管理規程第6条第3項に定める連絡及び非常招集の方法は、原則として、別紙1危機管理対応フロー図、別紙2学生関係事故等緊急連絡ルート及び別紙3情報セキュリティインシデント対応フロー図による他、主事等が適宜判断するものとする。

(危機管理対策本部)

第3条 奈良工業高等専門学校危機管理規程第7条第2項に定める危機管理対策本部は、次の者で構成する。

- 一 校長
- 二 教務主事，学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 危機管理対策本部の場所は、校長室とする。

3 危機管理対策本部長は、校長をもって充てる。

4 危機管理対策本部長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(情報提供)

第4条 危機管理対策本部は、必要な情報を学生・教職員及び社会に対し、速やかに提供するよう努めるものとする。

(記者会見等)

第5条 記者会見等の広報を行う必要が生じた場合は、次のとおり行う。

- 一 記者会見は必要に応じ奈良県庁文化記者クラブへ出向き実施する他、本校で実施する場合は、各種会議室等を会見場所に設定する。
- 二 記者会見は、校長が行い、必要に応じ関係者が陪席する。
- 三 記者会見では、できる限り書面による説明書を配付し行うものとする。
- 四 記者会見の設定、司会、進行等は、総務課が行う。
- 五 記者会見を行った場合は、記者会見終了後速やかに本校のホームページにその内容を掲載するものとする。

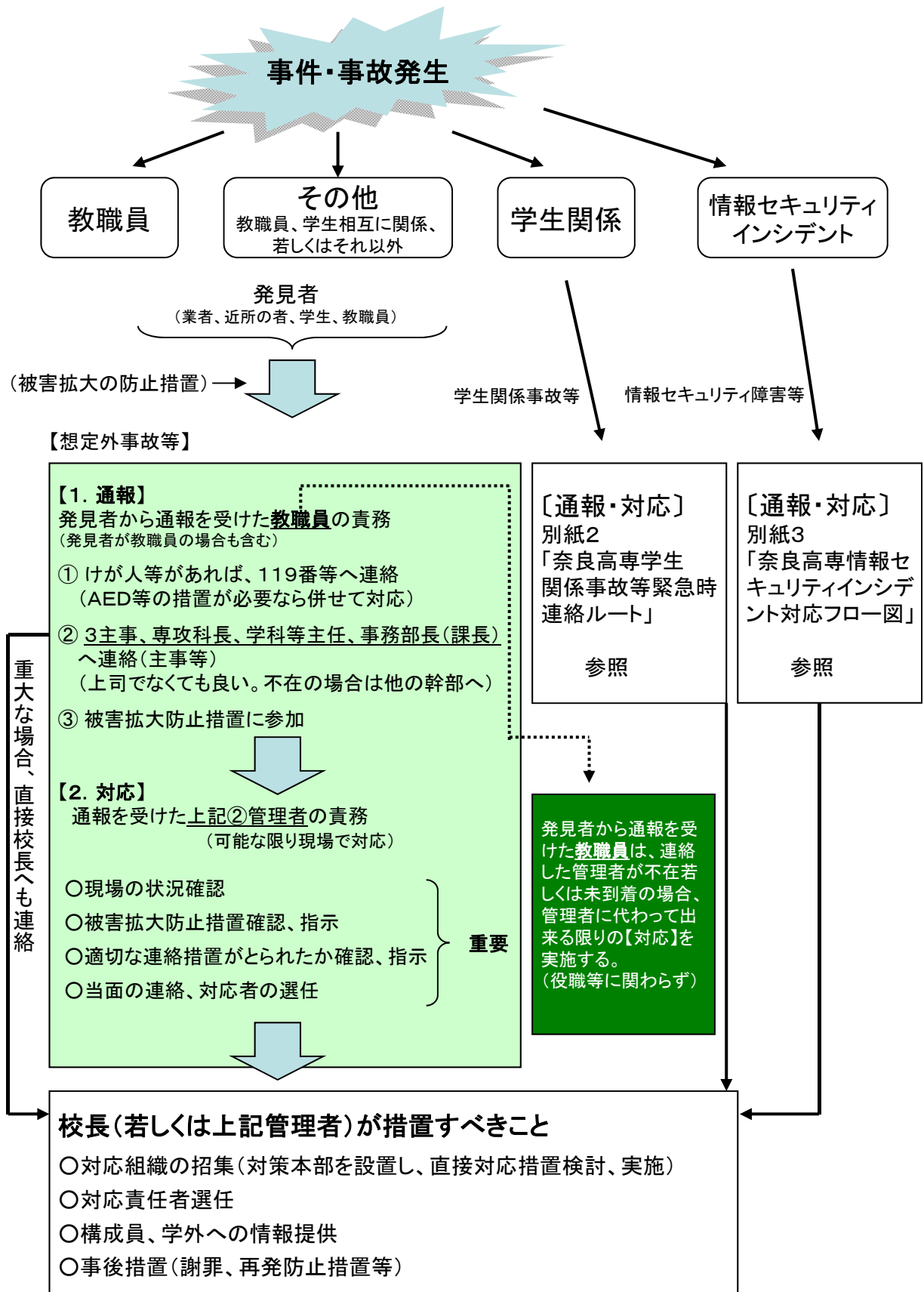
附則

この細則は、平成20年4月10日から施行する。

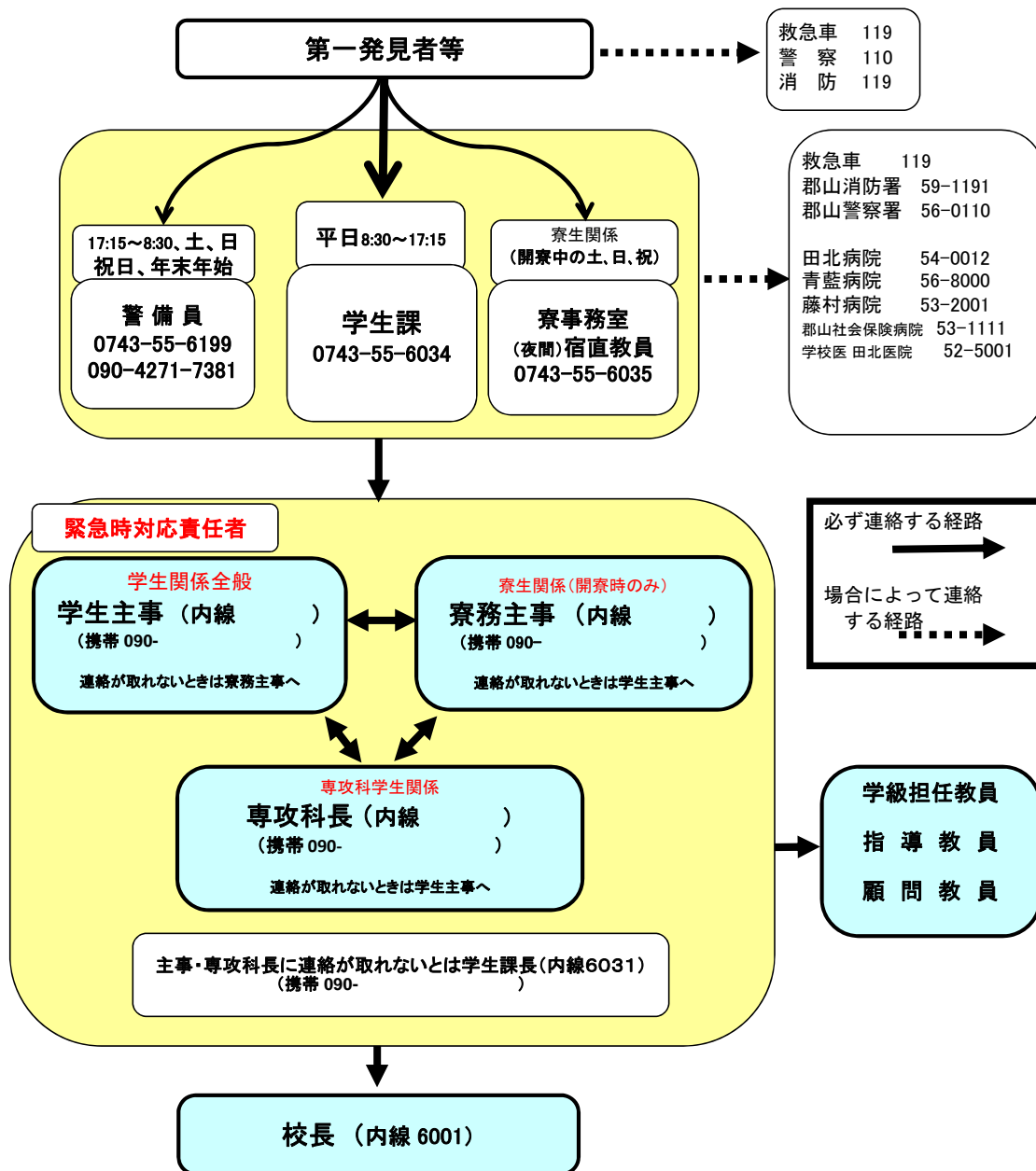
附則（平成28年1月14日）

この細則は、平成28年1月14日から施行する。

奈良高専危機管理対応フロー図



奈良高専学生関係事故等緊急時連絡ルート



- 事故等の第一発見者は、生命の安全に留意し現場対応(救急車要請、警察通報)を行うとともに、速やかに関係部署へ連絡し応援を求める。
- 緊急時対応責任者は、状況に応じ速やかに校長に報告するとともに、関係教職員とともにその対応に当たる。
- 緊急時には次のことに留意する。
 - (1) 生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急措置、救急体制がとれるように周知しておく。
 - (2) 冷静で的確な判断と指示をする。
 - (3) 救急車が必要だと判断した際には、直ちに救急車の要請を行う。
 - (4) けが等で病院に搬送するときは、緊急時を除き、保護者の意向を確認する。
 - (5) 事故について、保護者に事故発生状況、程度、今後の対応など詳細に納得のいく説明をする。
 - (6) 事故等緊急時連絡チェックリスト(別記)により関係教職員等に確実に連絡する。
 - (7) 緊急時対応責任者は、経過及び対応を簡潔かつ正確に記録しておく(またはその指示をする)。

【1.通報】

発見者の責務

- ①ネットワークからの該当機器の隔離(可能な範囲で)
(LANケーブルを抜く、無線LANの遮断)
- ②各情報セキュリティ推進員又は教職員への連絡
(担当部署関係でなくても良い。不在の場合は他の関係者へ)
- ③被害拡大防止措置に参加

重要

報告を受けた教職員は連絡した各情報セキュリティ推進員が不在の場合、代わって出来る限りの【対応】を実施する。
(役職等に関わらず)

【2.対応】

通報を受けた上記「②」関係者の責務

- 現場の状況確認
- 被害拡大防止措置確認、指示
- 適切な連絡措置がとられたか確認、指示
- 当面の連絡、対応者の選任

連絡

情報セキュリティ管理委員会が処置すべきこと

- 対応組織の招集(対策本部を設置し、直接対応措置検討、実施)
- 対応責任者選任
- 構成員、学外への情報提供
- 事後措置(再発防止措置等)

○緊急時には次のことに留意する

- (1)冷静で的確な判断と指示、対応を行う。
- (2)本校の学生、保護者、教職員及び本校と関わりのある者や組織の被害防止、情報保全やセキュリティを図ること。
- (3)本校管理のサーバ利用者の被害を防ぐこと。
- (4)本校の信頼性の確保を図ること。
- (5)経過及び対応を簡潔かつ正確に記録しておく。

